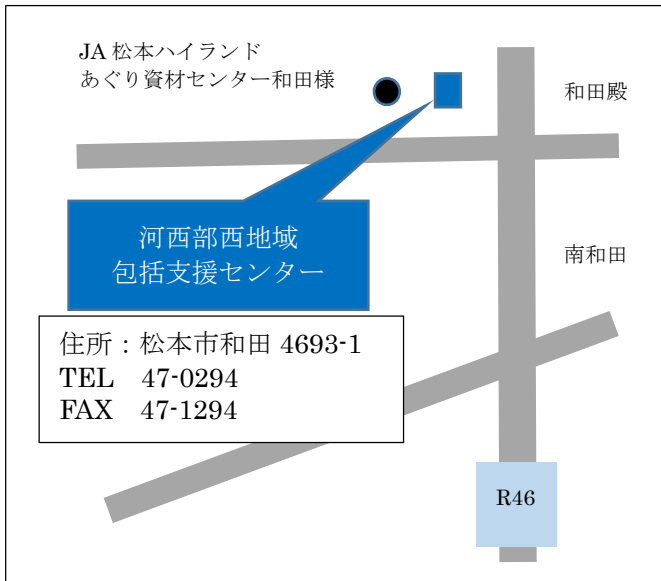


松本市河西部西地域包括支援センター

松本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、平成28年4月から今まで8箇所あった地域包括支援センターを12箇所に増設し、その一つを当法人が受託し運営する事となりました。主な業務は、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などです。担当地区は和田、新村、梓川地区となります。職員は主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士を配置し、それぞれの専門性を活かし連携しながら、国の目指す「地域包括システム」の構築をしていきます。高齢者福祉の総合相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。

案内図



高齢者の方々の総合相談窓口稼働中！

4月1日に開所して、約半年たちました。

日々、訪問や相談、ふれあい健康教室、地区内で開催の会議等受け持ち地区の新村、和田、梓川へ出向いて、地域の方々と関わっています。「地域包括支援センター」は、高齢者の皆様が

住み慣れた場所で安心して生活できるように、地域の方々と共に総合的に支援を行う機関です。具体的に次の業務を行っています。

- ① 生活の中で困っていることや心配なことの相談をお受けします。
- ② 介護予防や健康づくりのお手伝いをします。
- ③ 介護に携わる方々への支援・助言や関係者との調整をします。
- ④ 財産を守ることのお手伝いや虐待の早期発見・防止に対応します。

4月当初は主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の3人体制でしたが、8月から介護支援専門員が増員され、4人体制となりました。どうぞ、気楽にご相談ください。

